

答申（案）

メトキシフェノジド

食品名	ppm	残留基準値
米（玄米をいう。）	0.1	
とうもろこし	0.02	
大豆	0.3	
小豆類（注1）	4	
てんさい	0.05	
かぶ類の葉	30	
クレソン	30	
はくさい	7	
キャベツ	7	
芽キャベツ	7	
ケール	30	
こまつな	30	
きょうな	30	
チングンサイ	30	
カリフラワー	7	
ブロッコリー	5	
その他のあぶらな科野菜（注2）	30	
アーティチョーク	3	
チコリ	30	
エンダイブ	30	
しゅんぎく	30	
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	30	
その他のきく科野菜（注3）	30	
ねぎ（リーキを含む。）	3	
バセリ	30	
セロリ	15	
その他のせり科野菜（注4）	30	
トマト	2	
ピーマン	3	
なす	2	
その他のなす科野菜（注5）	2	
きゅうり（ガーリンを含む。）	0.3	
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.3	
しろうり	0.3	
すいか	0.3	
メロン類果実	0.3	
まくわうり	0.3	
その他のうり科野菜（注6）	0.3	
ほうれんそう	30	
オクラ	2	
その他の野菜（注7）	30	
りんご	2	
日本なし	2	
西洋なし	2	
マルメロ	2	
びわ	2	
もも	2	
ネクタリン	2	
あんず（アブリコットを含む。）	2	
すもも（ブルーンを含む。）	2	
うめ	2	
おうとう（チェリーを含む。）	2	
いちご	2	
クランベリー	0.7	
ぶどう	1	
キウイ	0.5	
その他の果実（注8）	0.1	
綿実	7	
ぎんなん	0.1	
くり	0.1	
ペカン	0.1	
アーモンド	0.1	
くるみ	0.1	
その他のナッツ類（注9）	0.1	
茶	20	
その他のスパイス（注10）	30	
その他のハーブ（注11）	30	
牛の筋肉	0.02	
豚の筋肉	0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物（注12）の筋肉	0.02	
牛の脂肪	0.05	
豚の脂肪	0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	
牛の肝臓	0.02	

(注1) いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタビア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

(注2) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チングンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

(注3) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

(注4) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、ベースニップ、バセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注5) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注6) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

(注7) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注8) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、バッショントルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

(注9) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

(注10) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(注11) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、バセリの茎、バセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

(注12) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

メトキシフェノジド(つづき)

豚の肝臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.02
豚の腎臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02
牛の食用部分	0.02
豚の食用部分	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分(注13)	0.02
乳	(注13) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん(注14)の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.02
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
すもも(乾燥させたもの)	2
干しふどう	3